

令和6年第1回1月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月5日(金) 午後2時00分から午後2時55分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 35人中、34人出席
4. 出席委員名

1. 田戸岡 誠	2. 古坂 勇樹	3. 太田 善造	4. 三橋 衛	5. 工藤 育江
6. 野宮富喜子	7. 笠井 正己	8. 新岡 亮	9. 吉田 秀美	10. 菊池 昭二
11. 葛西 勝久	12. 秋田谷廣次	13. 工藤しのぶ	14. 成田 金春	15. 杉森 広宣
16. 今 輝義	17. 鎌田 誠	18. 福井 清光	20. 三橋 弘	21. 斉藤 鉄男
22. 成田 清繁	23. 長谷川一幸	24. 工藤 恒實	25. 長谷川秀樹	26. 小山内 壽
27. 藤本 正彦	28. 工藤 正樹	29. 稲葉 武彦	31. 工藤 宰	32. 横山 治彦
33. 山本 康樹	34. 神 文敏	35. 羽場 晃	36. 浅見 春樹	計 34人

5. 欠席委員名 30. 福井二三夫 計1人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第8号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗 主事：西巻壘斗
専門員：渋谷正彦 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第1回(1月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新年早々、1月1日に能登半島地震が起きまして、被災された方々にはお見舞い申し上げますと共に、早い復旧、復興を願うところでございます。

さて、今年2月に委員の任期を迎え、7名の委員が勇退し、新たに8名の新委員が就任し36名体制となります。

勇退される7名の委員には、長い間、農業の発展のためご尽力頂きましてありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本日は1月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には6番野宮富喜子委員、7番笠井正己委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第8号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

以上、報告1件、議案8件、計9件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第1号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第1号は、1ページの番号1番から17ページの番号38番までの38件です。解約は田が37件で面積は306,067㎡、畑が1件で7,058㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

18ページをお開きください。議案第1号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は19ページの取消し願の写しのとおり1件です。19ページの案件は令和5年10月総会で農地法第3条の贈与で許可されましたが、都合により取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結致します。これより、議案第1号を採決致します。おはかり致します。議案第1号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、20ページをお開きください。議案第2号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第2号は、20ページの番号1番から38ページの番号33番までの33件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が19件で、田が221, 387㎡、畑が9, 772㎡、「贈与」が11件で、田が136, 462㎡、畑が16, 640㎡です。また、使用貸借権設定が2件で、田が123, 432㎡、畑が27, 699㎡、賃借権設定が1件で、畑が26, 606㎡となっております。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから11ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明致します。20ページ、1番の田は10a当り50万円、2番の田は総額416万2, 860円、10a当り約17万6千円、21ページ、3番の田は10a当り25万円、4番の田は10a当り10万円、22ページ、5番の田は10a当り25万円、6番の田は総額190万円、10a当り約37万2千円、23ページ、7番の田は総額78万2千円、10a当り約22万7千円、8番の田は10a当り28万円、24ページ、9番の田は10a当り35万円、10番の田は10a当り27万5千円、25ページ、11番の田は10a当り25万円、12番の田は10a当り20万円、26ページ、13番の田は10a当り23万円、14番の田は10a当り30万円、27ページ、15番の田は総額450万円、10a当り約27万9千円、16番の田は総額40万円、10a当り約8万5千円、17番の田と畑は総額40万円、28ページ、18番の田は10a当り20万円、19番の田は10a当り30万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結致します。これより、議案第2号を採決致します。おはかり致します。議案第2号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第3号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

39ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の申請地は、木造吹原の畑1筆で面積が0.45㎡です。太陽光発電パネル設置の継続のため3年間の一時転用申請です。周辺は農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。

次に番号2番の申請地は、丸山竹鼻の畑2筆で面積が6,450㎡です。土地の高低差を無くし、畑として利用するための申請で1年間の一時転用です。周辺は農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。8番新岡亮委員、報告をお願い致します。

(8番新岡亮委員、報告)

現地確認の報告を致します。本日午前10時15分より、「9」番「吉田」委員と私「8」番「新岡」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

39ページの番号1番の申請の場所は、旧吹原小学校より西南に約440mに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号2番の申請の場所は、丸山コミュニティ消防センターより北に約884mに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結致します。

これより、議案第3号を採決致します。おはかり致します。議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

40ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長

番号1番の申請地は、木造筒木坂の畑1筆で面積が7,257㎡です。砂地部分を掘削し保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号2番の申請地は、牛潟町の田5筆で面積が9,490㎡です。砂地部分を掘削し保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地や山林であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。8番新岡亮委員、報告をお願い致します。

(8番新岡亮委員、報告)

現地確認の報告を致します。本日午前11時05分より、「9」番「吉田」委員と私「8」番「新岡」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

40ページの番号1番の申請の場所は、筒木坂コミュニティ消防センターより北東に約650mに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。次に番号2番の申請の場所は、丸山コミュニティ消防センターより北に約884mに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号2番の申請の場所は、牛潟公民館より東に約1.9キロメートルに位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長(藤本正彦会長)

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第4号の質疑を終結致します。これより、議案第4号を採決致します。おはかり致します。議案第4号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第5号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは41ページをお開きください。議案第5号について説明致します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第5号は、41ページ番号1番から、89ページ番号88番までです。内訳ですが、「公社への売買」で、田が1件、面積が合計3,502㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が3件、面積が合計16,830㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が52件、畑が1件、面積が合計602,474㎡です。次に、「新規の使用貸借」

で、田が1件、樹園地が1件、面積が合計4,493㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が26件、面積が合計301,038㎡です。次に、「新規の賃貸借権の移転」で、田が3件、畑が1件、面積が合計25,990㎡です。次に、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で、田が3件、面積が合計34,303㎡です。議案第5号の合計としまして、田が89件、畑が2件、樹園地が1件、合計92件、面積が合計988,630㎡です。

それでは、売買価格について説明致します。41ページをお開きください。41ページ番号1番の田は、10a当り20万円です。次に、番号2番の田は、10a当り20万円です。次に、番号3番の田は、10a当り20万円です。次に42ページ、番号4番の田は、10a当り20万円です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結致します。これより、議案第5号を採決致します。おはかり致します。議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第6号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、5番工藤育江委員、9番吉田秀美委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（5番工藤育江委員、9番吉田秀美委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第6号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは90ページをお開きください。議案第6号について説明致します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第6号は、90ページ 番号901番から、92ページ 番号904番までです。

内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての使用貸借」で、田が1件、面積が合計11,070㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が3件、面積が34,496㎡です。

議案第6号の合計としまして、田が4件、面積が合計45,566㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結致します。

これより、議案第6号を採決致します。おはかり致します。議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定致しました。

5番工藤育江委員、9番吉田秀美委員入室願います。

（5番工藤育江委員、9番吉田秀美委員入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第7号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

（事務局説明）成田主幹

それでは93ページをお開きください。議案第7号について説明致します。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第7号については、別紙：A3サイズの一枚用紙をご覧ください。件数については3件です。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおり

です。利用権を設定する農用地は、稲垣町下繁田磯浮の田1筆で、期間は3年です。賃借料は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、木造出来島雉子森平(きじもりだいら)、木造出来島雉子森堀切(きじもりほりきり)の田、計2筆で期間は5年です。賃借料は10aあたり5,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、稲垣町繁田、下車力町鷺菟の田、計7筆で期間は5年です。賃借料は10aあたり5,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結致します。

これより、議案第7号を採決致します。

おはかり致します。議案第7号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第8号贈与税の納税猶予及び不動産取得の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題と致します。説明を求めます。

（事務局説明）西巻主事

94ページをお開きください。議案第8号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行ってい

ることの承認を求める。なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。令和6年1月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、94ページから95ページに記載されている22件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。

なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結致します。

これより、議案第8号を採決致します。

おはかり致します。議案第8号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日 時 令和6年2月9日(金) 午後2時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2) 日 時 令和6年2月13日(火) 午後2時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2. 事務連絡

- 1) 令和6年度つがる市農作業等標準額について（竹内事務局長）
- 2) つがる市賃借料情報について（成田主幹）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）
- 4) 農業者年金加入推進記録簿について（渋谷専門員）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和6年第1回（1月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。